

日出町太陽光発電設備等と地域環境との調和に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、日出町太陽光発電設備等と地域環境との調和に関する条例(令和4年日出町条例第32号。以下「条例」という。)の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(抑制区域)

第2条 条例第6条第2項第10号の規則で定める区域は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域並びに第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域並びにこれらの周辺地域のうち、これらの地域に居住する者の生活環境に配慮することが特に必要と認められるものとして、町長が指定する区域
- (2) 自然環境が良好な地区のうち、その地区の周辺の自然的社会的条件に応じて、自然環境を保全することが特に必要と認められるものとして、町長が指定する区域

2 町長は、前項各号の区域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(事業計画の届出)

第3条 条例第7条第1項(条例第10条第1項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、事業計画届出書(様式第1号)を町長に提出して行わなければならない。

2 前項の事業計画届出書には、別表第1に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、別表第1に掲げる図書の一部について、町長がその必要がないと認めたときはこの限りでない。

(近隣説明実施記録の様式)

第4条 条例第7条第1項、第3項及び第4項(条例第10条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)並びに条例第10条第2項に規定する近隣説明実施記録の様式は、様式第2号によるものとする。

(事業計画に定める事項)

第5条 条例第7条第2項第6号(条例第10条第1項において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業計画に係る太陽光発電設備等の区分
- (2) 条例第7条第1項第1号の太陽光を電気に変換する設備(以下「太陽光発電設備」という。)又は同項第2号の風力を電気に変換する設備(以下「風力発電設備」という。)の出力

(事業計画の変更の届出)

第6条 条例第7条第3項又は第4項(条例第10条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による届出は、変更後の事業計画届出書(様式第3号)を町長に提出して行わなければならない。

2 第3条第2項の規定は、前項に規定する届出について準用する。

(届出を要しない軽微な変更)

第7条 条例第7条第3項(条例第10条第1項において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第7条第2項第2号に掲げる事項の変更のうち、同条第1項(条例第10条第1項において準用する場合を含む。)の規定による届出に係る設置工事の着手予定日を当該着手予定日とされた日前の日にする変更以外の変更
- (2) 条例第7条第2項第4号に掲げる事項の変更のうち、次に掲げるもの  
ア 工作物の構造耐力上主要な部分以外の部分(太陽光発電設備にあっては太陽電池モジュールに係るものを、風力発電設備にあっては風車に係るものを除く。)の材料又は構造の変更  
イ アに掲げるもののほか、変更後においても設置等基準に適合すること

が明らかな変更

2 条例第7条第4項(条例第10条第1項において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第7条第2項第1号に掲げる事項のうち、法人その他の団体の代表者の氏名の変更

(2) 条例第7条第2項第5号に掲げる事項について、一時的又は突発的な事故に対応するための管理作業及び作業回数の増加

(変更の届出をすべき事項)

第8条 条例第7条第3項第2号(条例第10条第1項において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める事項は、第5条各号に掲げる事項とする。

(近隣関係者)

第9条 条例第8条第1項(条例第10条第1項において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 事業区域に隣接する土地について所有権又は借地権(建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)をいう。)を有する者

(2) 前号の土地に存する建築物について所有権、使用貸借による権利又は賃借権を有する者

(3) 地元自治区(事業区域又は事業区域に隣接する土地(風力発電施設においては、事業区域の境界線から300メートル以内の土地)を含む行政区(日出町行政区設置規則(令和2年日出町規則第17号)第2条に規定する行政区をいう。)に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。)に所属する関係住民

(4) 前3号に掲げるもののほか、事業の実施により土砂災害の影響を受けおそれがある区域に居住する者その他町長が別に定める者

(工事完了の届出)

第10条 条例第9条(条例第10条第1項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、工事完了届出書(様式第4号)を町長に提出して行わな

ければならない。

- 2 前項の工事完了届出書には、別表第2に掲げる図書を添付しなければならない。

(区域変更又は増設等の行為)

第11条 条例第10条第1項に規定する規則で定める区域変更は、太陽光発電設備に係る区域変更であって、これらの行為に係る工事の着手前又は完了後において、その事業区域の面積が3,000平方メートル以上となるものとする。ただし、当該工事の着手前及び完了後の事業区域の面積が3,000平方メートル以上であって、当該行為により増減する事業区域の面積が変更前の事業区域の10分の1未満であるものを除く。

- 2 条例第10条第1項に規定する規則で定める行為は、風力発電設備に係る工作物の増設であって、次に掲げるものとする。

- (1) 当該増設により増加する風力発電設備の出力が5,000キロワット以上であるもの

- (2) 出力が5,000キロワット未満の風力発電設備について、当該増設により出力が5,000キロワット以上となるもの

(設置者の氏名等の変更届)

第12条 条例第10条第2項の規定による届出は、設置者の氏名等の変更届出書(様式第5号)を町長に提出して行わなければならない。

- 2 前項に規定する設置者の氏名等の変更届出書には、別表第3に掲げる図書を添付しなければならない。

(廃止の届出)

第13条 条例第11条の規定による届出は、廃止届出書(様式第6号)を町長に提出して行わなければならない。

- 2 前項に規定する廃止届出書には、別表第4に掲げる図書を添付しなければならない。

(身分証明)

第14条 条例第12条第2項の規定により立入調査をする職員の身分証明書

は、様式第7号のとおりとする。

(指導又は助言)

第15条 条例第13条第1項及び第2項による指導又は助言は、指導・助言通知書(様式第8号)により行うものとする。

(勧告及び公表)

第16条 条例第14条第1項の規定による勧告は、勧告書(様式第9号)により行うものとする。

2 条例第14条第2項の公表は、日出町公告式条例(昭和29年日出町条例第9号)第2条第2項に定める掲示場における掲示その他町長が適当と認める方法により行うものとする。

(国等の特例を適用する法人)

第17条 条例第15条第1項に規定する規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構
- (2) 地方住宅供給公社
- (3) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (4) 独立行政法人空港周辺整備機構
- (5) 土地開発公社(都道府県及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19に規定する指定都市が設立したものに限る。)
- (6) 日本下水道事業団

(国等による太陽光発電設備等の設置等に係る通知)

第18条 条例第15条第1項の規定による通知は、第3条、第6条、第10条、第12条及び第13条の規定の例により行うものとする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、条例附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

(事業計画の届出等に関する経過措置)

- 2 条例附則第2条第2項の規定により読み替えて適用する条例第7条第1項後段(条例第10条第1項において準用する場合及び条例附則第6条第1項においてその例による場合を含む。)の規定による近隣説明実施記録の届出は、様式第2号によるものとする。

(準備行為)

- 3 第11条の規定は、条例附則第6条第1項の規定による届出及び同条第2項の規定による通知について準用する。

別表第1 (第3条関係)

図書の種類	縮尺	明示すべき事項等
1 設計説明書		(1) 設置者及び管理者の概要 (2) 事業区域の概要 (3) 工事の概要 (4) 防災上の措置に関する設計の概要 (5) 安全性の確保に関する設計の概要 (6) その他町長が必要と認める事項に関する設計の概要
2 位置図	10,000分の 1以上	(1) 方位 (2) 事業区域及び抑制区域の位置 (3) 周辺の土地利用及び地形の状況 (4) 周辺の道路、市街地、集落地及び主要公共施設の位置及び名称 (5) 事業区域内において排出され

		る雨水の流末又は河川への経路
3 区域図	2,500分の1 以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 土地の形状 (4) 事業区域及び事業区域に隣接する土地の地番、当該土地に関する権利の種別及びその権利者の氏名又は名称並びに当該土地に存する建築物に関する権利の種別及びその権利者の氏名又は名称
4 求積図	500の1以上	(1) 方位 (2) 事業区域の面積の求積に必要な寸法及び算式 (3) 事業区域内に現存する森林の面積及び保全する森林の面積の求積に必要な寸法及び算式 (4) 太陽光発電設備にあつては、湖沼、ため池等の水面の面積の求積に必要な寸法及び算式
5 現況図	2,500分の1 以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 地形及び土地利用の状況 (4) 事業区域内に現存する森林の位置及びその主要な樹種 (5) 現況植生の状況 (6) 現況写真との照合符号及び撮

		影方向
6 現況写真		事業区域内及び事業区域周辺の状況が分かるカラー写真
7 配置図	1,000分の1以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 道路及び目標となる地物 (4) 工作物の位置、形状及び寸法 (5) 事業区域内に保全する森林の位置、形状及び面積 (6) 事業区域内の植栽計画 (7) 事業区域内の塀、柵、擁壁等の位置及び形状
8 平面図	500分の1以上	工作物の形状、寸法、材料の種別及び仕上げ方法
9 立面図	500分の1以上	工作物の形状、寸法、材料の種別及び仕上げ方法
10 断面図	500分の1以上	(1) 工作物の形状及び高さ (2) 工作物を設置する地盤の形状及び勾配 (3) 太陽光発電設備にあつては、太陽電池モジュールの傾斜角度
11 完成予想カラー図		
12 造成計画平面図	1,000分の1以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 切土又は盛土（以下「切土等」という。）を行う土地の位置及び形



		状 (4) 切土等を行った後の地盤面の 計画高 (5) 崖又は擁壁の位置 (6) 法面 <sup>のり</sup> の保護の方法 (7) 縦横断線の位置
1 3 造成計画 縦横断図	1,000分の1 以上	(1) 事業区域の境界 (2) 切土等を行う前後の地盤面 (3) 崖又は擁壁の位置 (4) 法面の保護の方法
1 4 排水施設 計画平面図	500分の1以上	(1) 排水区域の区域界 (2) 排水施設の位置、種類、材料、 形状、内法寸法、勾配、水の流れの 方向、吐口の位置及び放流先の名称
1 5 崖の断面 図	50分の1以上	(1) 崖の高さ、勾配及び土質 (2) 切土等を行う前後の地盤面 (3) 崖面の保護の方法
1 6 擁壁の断 面図	50分の1以上	(1) 擁壁の寸法及び勾配 (2) 擁壁の材料の種別及び寸法 (3) 裏込めコンクリートの寸法 (4) 透水層の位置及び寸法 (5) 水抜穴の位置、材料及び内法寸 法 (6) 擁壁を設置する前後の地盤面 (7) 基礎地盤の土質 (8) 基礎ぐいの位置、材料及び寸法
1 7 工作物の	50分の1以上	構造耐力上主要な部分である部材

構造図		(接合部を含む。)の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別及び寸法
18 管理方法 説明書		(1) 管理者の概要 (2) 管理の方法の概要 (3) 廃止後において行う措置に関する計画の概要 (4) その他町長が必要と認める事項に関する概要
19 廃止後の 措置を示した 平面図	1,000分の1 以上	廃止後において行う措置に関する 計画
20 その他町 長が必要と認 める図書		関係法令に基づく許可書その他参 考となる書面の写し

別表第2 (第10条関係)

図書の種類	明示すべき事項等
1 工事写真	設置工事の各工程の状況及び工事完了後の状況が分かるカラー写真
2 その他町長が必要と認める図書	関係法令に基づく許可書その他参考となる書面の写し

別表第3 (第12条関係)

図書の種類	明示すべき事項等
1 変更内容の分かる図書	(1) 設置者及び管理者の変更の内容 (2) 管理の方法の変更の内容 (3) 廃止後において行う措置に関する計画の変更の内容 (4) その他町長が必要と認める事項に関する変更

	の内容
2 その他町長が 必要と認める図書	

別表第4（第13条関係）

図書の種類	縮尺	明示すべき事項等
1 廃止前の現況写 真		廃止前の太陽光発電設備等 の現況が分かるカラー写真
2 廃止後の措置を 示した平面図	1,000分の1以 上	廃止後において行う措置に 関する計画
3 その他町長が必 要と認める図書		

様式第1号（第3条関係）

事業計画届出書

年 月 日

日出町長 様

届出者 住所  
氏名  
電話

日出町太陽光発電設備等と地域環境との調和に関する条例 第7条第1項  
第10条第1項にお  
いて準用する第7条第1項 の規定により、次のとおり事業計画書を届け出ます。

設置者の氏名及び住所（法人 その他の団体にあつては、そ の名称及び代表者の氏名並び に主たる事務所の所在地）	
管理者の氏名及び住所（法人 その他の団体にあつては、そ の名称及び代表者の氏名並び に主たる事務所の所在地）	
工事着手予定年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日
事業区域の所在地	
事業計画に係る太陽光発電設 備等の区分	太陽光発電設備 風力発電設備
事業区域の面積	平方メートル
太陽光発電設備又は風力発電 設備の出力	キロワット
工事の設計	
太陽光発電設備等の管理の方 法（廃止後において行う措置 を含む。）	
その他必要な事項	
※受理番号・年月日	年 月 日 第 号
※備考	

（注） ※印のある欄は、記入しないでください。

事業区域に関する事項

1 事業区域の所在地に関する事項

所在	地目		面積（平方メートル）	
	登記	現況	登記	実測
計				

2 事業区域の土地の現況に関する事項

(1) 所有者別現況

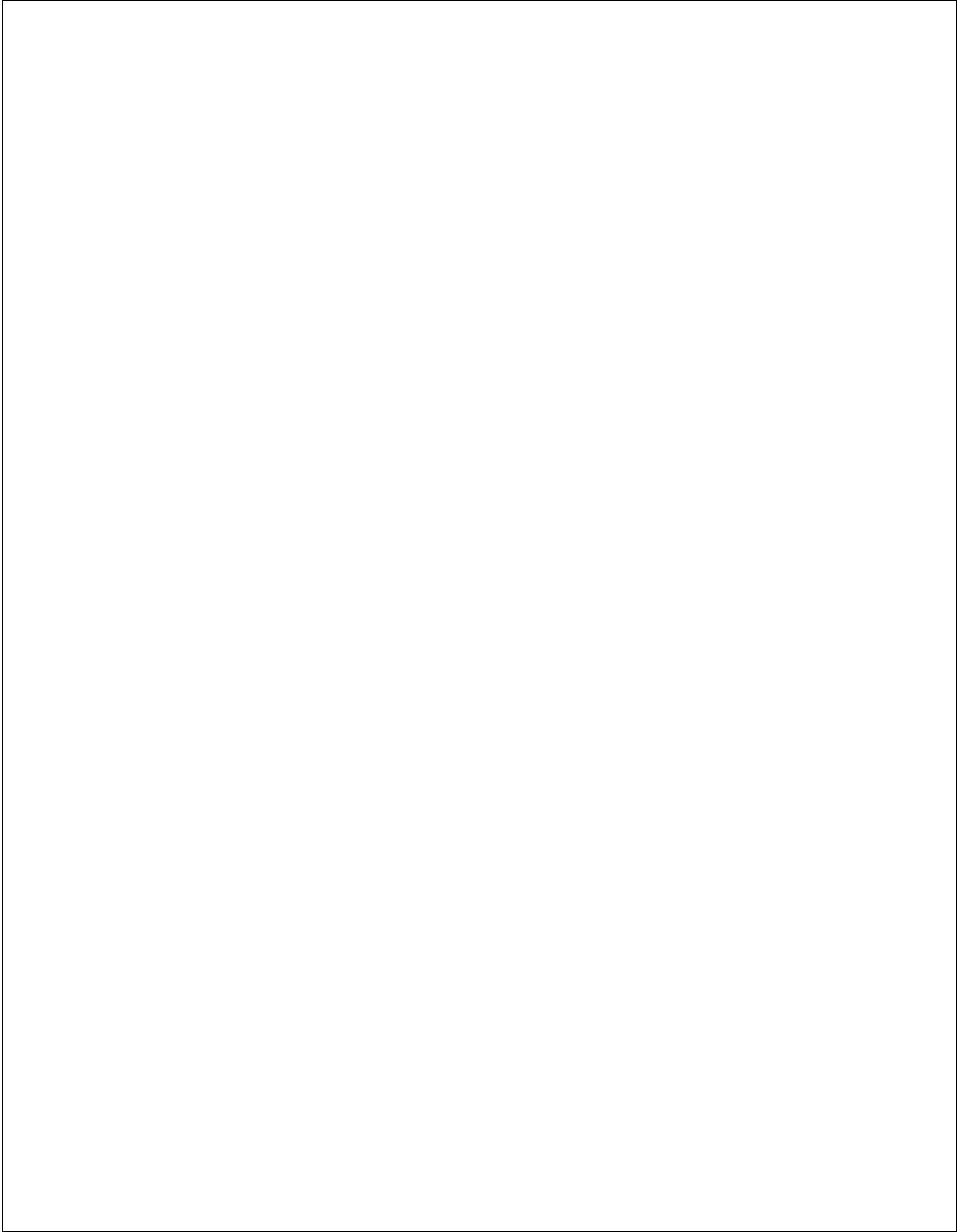
区分	自己所有	他者所有	その他	計
面積（平方メートル）				

(2) 地目別面積

区分	田・畑	山林	原野	その他	計
面積（平方メートル）					



## 施工体系图



様式第2号（第4条関係）

近隣説明実施記録

年 月 日

日出町長 様

届出者 住所  
氏名  
電話

日出町太陽光発電設備等と地域環境との調和に関する条例  
第7条第1項・第3項・第4項  
第10条第1項にお  
第10条第2項

項・第4項  
いて準用する第7条第1項・第3項・第4項の規定により、次のとおり近隣関係者に説明を行いました。

設置者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	
事業区域の所在地	
説明した近隣関係者の氏名等及び事業区域との関係	
説明の方法	
説明の状況	
※ 備考	

- (注) 1 「説明した近隣関係者の氏名等及び事業区域との関係」の欄には、説明した近隣関係者の氏名又は地元自治区等の名称及びその者が第9条各号のいずれに該当するかを記入してください。
- 2 「説明の方法」の欄には、説明の方式並びに当該説明をした日時及び場所を記入してください。
- 3 「説明の状況」の欄には、説明の内容、近隣関係者からの意見及び要望並びにそれらに対する回答、近隣関係者の理解状況等を記入してください。
- 4 ※印のある欄は、記入しないでください。



様式第3号（第6条関係）

変更後の事業計画届出書

年 月 日

日出町長 様

届出者 住所  
氏名  
電話

日出町太陽光発電設備等と地域環境との調和に関する条例第7条第3項・第4項の規定により、 年 月 日付けで届け出た事業計画について、次のとおり変更後の事業計画を届け出ます。

設置者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	
管理者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	
工事着手予定年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日
事業区域の所在地	
事業計画に係る太陽光発電設備等の区分	太陽光発電設備 風力発電設備
事業区域の面積	平方メートル
太陽光発電設備又は風力発電設備の出力	キロワット
工事の設計	
太陽光発電設備等の管理の方法（廃止後において行う措置を含む。）	
その他必要な事項	
※受理番号・年月日	年 月 日 第 号
※備考	

- (注) 1 変更部分について変更前のものと変更後のものが対比できるように2段書とし、変更前のものはかっこ書で上段に、変更後のものは下段にそれぞれ記入してください。  
2 ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第4号（第10条関係）

工事完了届出書

年 月 日

日出町長 様

届出者 住所

氏名

電話

日出町太陽光発電設備等と地域環境との調和に関する条例 第9条  
第10条第1項にお  
いて準用する第9条 の規定により、 年 月 日付けで届け出た事業計画  
に係る工事が完了しましたので、次のとおり届け出ます。

設置者の氏名及び住所(法人 その他の団体にあつては、そ の名称及び代表者の氏名並 びに主たる事務所の所在地)	
事業区域の所在地	
工事着手年月日	年 月 日
工事完了年月日	年 月 日
※受理番号・年月日	年 月 日 第 号
※備考	

(注) ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第5号（第12条関係）

設置者の氏名等の変更届出書

日出町長 様

年 月 日

届出者 住所  
氏名  
電話

日出町太陽光発電設備等と地域環境との調和に関する条例第10条第2項の規定により、次のとおり太陽光発電設備等に係る設置者の氏名等の変更を届け出ます。

設置者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）		
事業区域の所在地		
変更の内容	変更前	変更後
変更年月日	年 月 日	
変更理由		
近隣関係者に対する説明の概要		
※受理番号・年月日	年 月 日 第 号	
※備考		

- (注) 1 「近隣関係者に対する説明の概要」の欄には、説明の方法及び状況を記入してください。  
 2 法人の場合は履歴事項全部証明書、個人の場合は住民票抄本を添付してください。  
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第6号（第13条関係）

廃止届出書

年 月 日

日出町長 様

届出者 住所  
氏名  
電話

日出町太陽光発電設備等と地域環境との調和に関する条例第11条の規定により、次のとおり太陽光発電設備等を廃止するので届け出ます。

設置者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	
事業区域の所在地	
廃止予定年月日	年 月 日
廃止後において行う措置	
※ 受理番号・年月日	年 月 日 第 号
※ 備考	

（注） ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第7号（第14条関係）

（表面）

第	号	身分証明書		
所	属			
職	名			
氏	名			
生	年	月	日	
上記の者は、日出町太陽光発電設備等と地域環境の調和に関する条例第12条第2項により立入検査の権限を持つ者であることを証明する。				
年	月	日	発行（	年 月 日まで有効）
日出町長			印	

（裏面）

日出町太陽光発電設備等と地域環境の調和に関する条例（抜粋）

（立入検査等）

第12条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、設置者又は管理者に対し、太陽光発電設備等の設置等に関して報告を求め、又はその職員に、事務所若しくは事業区域に立ち入り、太陽光発電設備等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注意 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

様式第8号（第15条関係）

第 年 月 日  
号

様

日出町長

印

助言・指導通知書

日出町太陽光発電設備等と地域環境との調和に関する条例第13条第1項・第2項の規定により、下記のとおり助言・指導します。

記

事業名	
事業区域の所在地	
助言（指導）内容	
備考	

様式第9号（第16条関係）

第 年 月 号  
日

様

日出町長

印

勸告書

日出町太陽光発電設備等と地域環境との調和に関する条例第14条第1項の規定により、下記のとおり必要な措置をとるよう勸告します。

記

事業名	
事業区域の所在地	
勸告事項	
措置の期限	年 月 日
備考	